



大阪労働局発表
平成27年4月17日（金）

【照会先】
大阪労働局職業安定部職業安定課
課
(代表電話) 06-4790-6300

報道関係者 各位

若年者、女性、障害者支援等で連携強化 ～平成27年度大阪府雇用施策実施方針の策定～

大阪労働局（局長 中沖 剛）は、雇用対策法及び同法施行規則に基づき、大阪府とより一層連携・協力して雇用施策を推進するため、平成27年度大阪府雇用施策実施方針を策定しました。

平成27年度大阪府雇用施策実施方針では、「若年者に対する就職支援」、「女性の活躍推進」、「障害者に対する就職支援」及び「OSAKAしごとフィールドの充実・強化」を重点施策として大阪府と雇用施策の推進に取り組んでまいります。

- 1 平成27年度大阪府雇用施策実施方針及びその概要
別添のとおり
- 2 その他
平成27年度大阪府雇用施策実施方針は、大阪労働局ホームページに掲載

(参考)

- ・雇用対策法（国と地方公共団体との連携）
第31条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう連絡し、及び協力するものとする。
- ・雇用対策法施行規則（国と地方公共団体との連携）
第13条 都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとする。

平成27年度 大阪府雇用施策実施方針（概要）

《背景・課題》

- 雇用失業情勢(平成26年平均)⇒有効求人倍率:1.11倍(対前年差+0.16P)
※「雇用失業情勢は、引き続き改善している。」(平成27年2月現在)
- 新規高等学校卒業者の就職内定状況(平成27年2月現在)⇒95.9%(対前年同期差+1.5P)
※未内定者:310人
- 女性の就業率(平成26年労働力調査)⇒出産子育て期に低下するM字カーブの形状
(35歳から44歳の年齢層で64.7% 全国と比べ-5.4P)
- 障害者の雇用状況(平成26年6月1日現在)⇒実雇用率:1.81%(対前年差+0.05P)
雇用率達成企業割合:42.6%(対前年差+1.9P)

平成27年度の重点施策

若年者に対する就職支援	女性の活躍推進	障害者に対する就職支援	OSAKAしごとフィールドの充実・強化
主 な 連 携 事 業			
<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民生活等緊急支援のための交付金事業への協力 <ul style="list-style-type: none"> ・若者の安定就職応援プロジェクト事業 ・おおさかUIターン促進プロジェクト事業 ○大阪府が実施する「地域人づくり事業(基金)」を活用した事業への協力 ○大阪新卒者等就職・採用応援本部の更なる活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性が輝くOSAKA実現プロジェクト」への協力 <ul style="list-style-type: none"> ・企業等と連携した女性が働く機運の盛り上げ ・新たな人材育成プログラムの開発 ○若年女性のための「しごとラボ」推進事業 ○地域創生人材育成事業を活用した女性有資格者等復帰訓練事業(Lフェニックス拡充訓練) 	<ul style="list-style-type: none"> ○改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の周知 ○大阪府が定めた障がい者雇用の中長期目標とロードマップを共有し、雇用率達成指導、地域の就労支援強化 ○特性に応じたきめ細かな支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○しごとフィールドとの一体的実施の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援の充実 ・働くママ応援コーナーとの連携 ・助成金セミナーの実施による事業主支援の充実
働 き 方 改 革 の 実 現			
<ul style="list-style-type: none"> ○長時間労働抑制のための取組強化 ○年次有給休暇の取得促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪労働局働き方改革推進本部」の活用 ○大阪府と連携し、働き方・休み方の改革に向けた周知広報の実施 ○局長等大阪労働局の幹部職員が主要な団体・企業を訪問し協力要請 		

平成27年度

大阪府雇用施策実施方針

大阪労働局

はじめに

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を大阪府知事の意見を聞いて定めたものであり、当該施策と大阪府が講ずる雇用・福祉・産業振興・教育等に関する施策とが密接な関係の下、円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

大阪労働局では、地域の状況を踏まえて、本施策について、大阪府と連携することにより、効果的・一体的に実施する。

1 平成27年度の大阪府と連携する重点雇用施策

(1) 若年者に対する就職支援

ア 新卒者等に対する就職支援

内容：新規学校卒業者及び未就職卒業者向け求人確保と、労働条件に加えて職場の就労実態に係る情報が、積極的に提供されるよう大阪府と共同で経済団体等に対して求人要請を行う。

また、ハローワークにおいて、新卒者等に対し、求人情報の提供、個別担当者制による職業相談・職業紹介、模擬面接、セミナーの実施等により、きめ細かい就職支援を実施する。

さらに、地域の関係機関による「大阪新卒者等就職・採用応援本部」を開催し、新卒者等の就職支援策等について情報共有や連携を図る。

大阪労働局が実施する業務

- ・経済団体等に対し、大阪府と共同での新卒者等向け求人要請の実施
- ・求人情報の提供、個別担当制による職業相談・職業紹介、模擬面接、セミナー等によるきめ細かい就職支援の実施
- ・「大阪新卒者等就職・採用応援本部」を開催し、大阪労働局が行う新卒者等の就職支援に関する情報提供、関係機関との意見交換等を実施

大阪府が実施する業務

- ・経済団体等に対し、大阪労働局と共同での新卒者等向け求人要請の実施
- ・「大阪新卒者等就職・採用応援本部」に参画し、大阪府が行う新卒者等の就職支援に関する情報提供、関係機関との意見交換等を実施

イ フリーター等に対する就職支援

内容：大阪労働局と大阪府のジョブカフェ（OSAKAしごとフィールドJOBカフェコーナー）が連携し、フリーター等に対する正規雇用の実現に向けた各種支援等を推進するとともに、就職後の職場定着支援等を行い、大阪の将来を担う若年が安心、納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう就職支援を実施する。

大阪労働局が実施する業務

- ・わかものハローワークを支援拠点とし府内各ハローワークで個別支援などの専門的支援を中核として、トライアル雇用の活用や職業訓練の活用促進等により就職支援と就職後において職場定着支援を実施
- ・ジョブカフェが行う、セミナーやカウンセリング等への誘導
- ・ジョブカフェ内で実施している若年者向け事業との連携・強化
- ・大阪府内に9か所ある地域若者サポートステーションとの連携・強化を図り、ニート・高校中退者等の就職支援を実施

大阪府が実施する業務

- ・OSAKAしごとフィールドのJOBカフェコーナーにおいて、セミナー、カウンセリング等の実施
- ・わかものハローワークや府内各ハローワークで行う就職支援策の周知・誘導
- ・大阪労働局、大阪府若者サポートステーションをはじめ、大阪府内に8か所ある地域若者サポートステーションや、各支援機関の連携・情報共有を図り、一般就職に向けての就労意欲・就労スキルが見込まれるニート・高校中退者等を府内各ハローワークへ誘導

ウ 新規学卒者等向け就職面接会等の開催

内容：大阪労働局が実施する「若者応援宣言企業就職フェア」、「新規高等学校卒業予定者合同求人説明会」等に大阪府は、協力し新規学卒者等に対する就職支援を実施する。

また、大阪府が実施する就職面接会や地域住民生活等緊急支援のための交付金事業等に大阪労働局は、協力し新規学卒者等の就職促進を図る。

大阪労働局が実施する業務

- ・「若者応援宣言企業就職フェア」、「新規高等学校卒業予定者合同求人説明会」等の開催にあたり、会場の確保・設営、求人の確保、事業周知・広報、学生等への参加勧奨及び当日の運営等の実施
- ・大阪府が実施する「地域人づくり事業」等を活用した就職面接会等の開催にあたり、職業紹介、求人の確保、事業周知・広報及び学生等の参加勧奨等の実施

- ・地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した、「若者の安定就職応援プロジェクト事業」及び「おおさかUIJターン促進プロジェクト事業」への協力

大阪府が実施する業務

- ・「地域人づくり事業」等を活用した就職面接会等の開催にあたり、会場の確保・設営、求人の確保、事業周知・広報、企業・学生等への参加勧奨及び当日の運営等の実施
- ・大阪労働局が実施する「若者応援宣言企業就職フェア」等の開催にあたり、求人の確保、事業周知・広報及び企業・学生等への参加勧奨等の実施
- ・地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した、「若者の安定就職応援プロジェクト事業」及び「おおさかUIJターンプロジェクト事業」の実施

(2) 女性の活躍推進

ア 若年女性等に対する支援

(ア) 「女性が輝くOSAKA実現プロジェクト」(大阪府実施)への協力

内容：全国でも低い大阪の女性の就業率を上げるために、新たな人材育成手法の開発を行うとともに、企業等を巻き込んでオール大阪で「女性の働く機運」を盛り上げる。

大阪労働局は、大阪府が実施する「女性が輝くOSAKA実現プロジェクト」に協力する。

大阪労働局が実施する業務

- ・大阪府が実施する新たな人材育成プログラムの開発及び「女性の働く機運を盛り上げる」ための事業に協力

大阪府が実施する業務

- ・働き続ける力を身につけるため、産学官連携した新たな人材育成プログラムを開発
- ・女性が働く機運の盛り上げのための事業を企画・実施

(イ) 若年女性のための「しごとラボ」推進事業(大阪府実施)への協力

内容：大阪府は、求職活動に必要なスキル等に自信の持てない若年女性のために、「しごとラボ」を構築し、①集客方法の研究、②セミ

ナー等による就業意欲の喚起、③就業・開業支援、④離職防止等を段階的に実施する。

大阪労働局は、大阪府が実施する若年女性のための「しごとラボ」推進事業に協力する。

大阪労働局が実施する業務

- ・大阪府が実施する若年女性のための「しごとラボ」推進事業の周知、広報及び事業推進に協力

大阪府が実施する業務

- ・若年女性の集客、就業意欲の喚起、就業・開業支援、離職防止等に向けた、効果的なコンテンツを企画・実施
- ・事業の効果検証と成果の発表（「しごとラボ白書」を作成）

イ 子育て女性等に対する求人・保育情報等の提供支援

内容：大阪労働局は、マザーズハローワーク等において、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保に努めるとともに、「子育て女性等の就職支援協議会」等を通じて、大阪府をはじめとした関係機関から地域の保育サービス情報等を収集し、求人情報と併せて利用者への情報提供を実施する。

大阪府は、OSAKAしごとフィールド内の「働くママ応援コーナー」において、就職支援に必要な保育情報等の提供等を実施する。

大阪労働局が実施する業務

- ・仕事と子育てが両立しやすい求人の確保及び所内掲示・HP等を活用した周知
- ・マザーズハローワーク等の保育サービス情報等の提供
- ・「子育て女性等の就職支援協議会」を開催し、保育サービス等の情報収集及び関係機関との連携・調整の実施

大阪府が実施する業務

- ・「働くママ応援コーナー」のママナビブースにおいて、認可及び認可外保育施設や、保育所周辺（病院やスーパー等）の情報等の提供
- ・「子育て女性等の就職支援協議会」への参画により、地域の保育サービスに係る情報提供、関係機関との連絡・調整の実施

ウ 子育て女性等に対する再就職支援

内容：大阪労働局は、お子様連れでも安心して来所していただけるようチャイルドコーナーや授乳室を設置しているマザーズハローワーク等（マザーズハローワークにおいては安全管理サポートスタッフを配置）において、個別担当者制による職業相談・紹介等を行う。

大阪府は、お子様連れでも安心の保育スペースや求職活動中などに利用できる一時保育機能を設置しているOSAKAしごとフィールド内の「働くママ応援コーナー」においてキャリアカウンセリング等を行う。

大阪労働局が実施する業務

- ・仕事と子育ての両立しやすい求人情報の提供、個別担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介や託児付セミナー等の実施
- ・地方自治体と連携したセミナー（保育情報の提供・再就職支援等）の実施
- ・求職者支援訓練において、「仕事にブランクのある女性を主な対象とした基礎コース」を地域ニーズ枠として実施

大阪府が実施する業務

- ・OSAKAしごとフィールドの「働くママ応援コーナー」において、保育カウンセリングとキャリアカウンセリングのワンストップでの提供、セミナーの実施や就職後の定着支援
- ・大阪東ハローワークコーナーやOSAKAしごとフィールド「中小企業支援コーナー」と連携した就職支援

エ 「地域創生人材育成事業を活用した女性有資格者等復帰訓練事業（Lフェニックス拡充訓練）」への協力

内容：専門性の高い資格や経験を有しながら、様々な理由でキャリアブランクがある女性に、大阪の産業界が求める新たなスキルを身につけてもらうように多面的な能力を有する人材となるべく必要な再訓練を行う人材育成プログラムを企画開発し、効果検証を行いながら、実施する。新しい業種・職種へのチャレンジを後押しすることで、有資格者等の幅広い業種・職種への再復帰を支援する。

大阪労働局が実施する業務

- ・大阪府が推進する地域創生人材育成事業を活用した女性有資格者等復帰訓練事業の周知・広報及び事業推進に協力

大阪府が実施する業務

- ・有資格者等を中核人材に育成するための人材育成プログラムの企画・実施
- ・企業実習を行うための実習協力企業の開拓
- ・事業の効果検証

(3) 障害者に対する就職支援

ア 法定雇用率達成企業割合 50%

内容：障害者雇用状況報告の集計結果を踏まえ、法定雇用率未達成の企業や、公的機関に対する達成指導を強化し、雇用率の引き上げを図る。

また、大阪府が平成26年2月に定めた障害者雇用の新たな中長期目標とロードマップ（平成29年度までに実雇用率2%以上）を共有し、大阪府の施策と連携を図りつつ、法定雇用率の達成指導の厳正化等を実施していく。

大阪労働局が実施する業務

- ・規模別・産業別の状況を分析し、重点指導対象を明確にした上で、効果的な雇用率達成指導を推進
- ・実雇用率が低調である中小企業に対しては、事業所訪問のみならず、事業主向けセミナーや中小企業団体が主催する各種会議等の機会を捉え、積極的な指導の実施
- ・「大阪障害者雇用率達成推進連絡会議」を活用し、大阪府域における障害者雇用率達成指導に向けた取組みの推進

大阪府が実施する取組

- ・障がい者雇用促進センターによる、ハートフル条例に基づく雇用率の達成指導・支援等を実施
- ・ハートフル税制による法人事業税の軽減を実施

イ 福祉・教育・医療から就労への移行推進

内容：地域の関係機関（福祉施設、特別支援学校、医療機関等）を対象としたセミナーや障害者及び保護者等を対象とした事業所見学会等を実施し、就労についての理解を促進するとともに、障害者が企業において就労体験を行う職場実習の実施などにより、企業と障害者の相互理解を深め、就労への移行を促進する。

大阪労働局が実施する業務

- ・ 関係機関に対するガイダンス及びセミナーや事業所見学会を実施
- ・ 障害者の職場実習が可能な事業所情報を関係機関と共有し、障害者の職場実習を活用した一般雇用への移行推進を実施

大阪府が実施する業務

- ・ 障がい者の雇用や就労支援を積極的に実施する企業等を登録し、その取り組みの周知や顕彰を行うことにより、障がい者の雇用の促進と就労支援を推進する障がい者サポートカンパニー制度を実施
- ・ 労働・福祉・教育の3部局が連携し、一般雇用への移行推進を実施

ウ 障害者の特性に応じたきめ細かな支援の実施

内容：精神障害者や発達障害者等が増加していること等を踏まえ、障害特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな職業相談、専門的カウンセリングや助言、職業訓練の受講あっせんを行うほか、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等の関係機関とも連携し、職業準備支援・ジョブ・コーチ支援等を障害特性に応じて活用しながら、職場定着まで一貫した支援に努める。

大阪労働局が実施する業務

- ・ 障害者トライアル雇用奨励金等の助成金を活用した積極的な就職支援を実施
- ・ 障害者職業センターが実施するジョブコーチ支援等、関係機関との連携した就職支援・職場定着支援の実施
- ・ 就職面接会等の開催による企業とのマッチングによる就職支援の実施
- ・ 職業訓練受講生を対象とした就職相談会・合同面接会を大阪府と実施

大阪府が実施する業務

- ・職場内におけるサポーターを養成し、企業の受け入れ体制を整備するとともに、雇用管理手法の普及等を含め、企業の定着支援能力を強化する精神・発達障がい者雇用管理普及事業を実施
- ・就職面接会等に向けた面接対策の実施
- ・障がい者の特性に応じた職業訓練の実施・運営
- ・職業訓練受講生を対象とした就職相談会・合同面接会を大阪労働局と実施

(4) OSAKAしごとフィールドの充実・強化

内容：大阪府と協力し、OSAKAしごとフィールドと大阪東ハローワークコーナーの両機関のカウンセラーが同席して就職支援を行うなど、連携を強化することで、積極的な就職支援を行う。

また、しごとフィールドの一層の利用者増加に向けて周知・広報の強化を図る。

大阪労働局が実施する業務

- ・OSAKAしごとフィールド内の働くママ応援コーナーをはじめ、各コーナーと大阪東ハローワークコーナーとの緊密な連携・共同による就職支援
- ・若者応援宣言企業等の求人情報を積極的に展示するなど、若年者の就職意欲の喚起
- ・OSAKAしごとフィールド内で実施するセミナーにおいて、助成金に関するセミナー講師を派遣するなど、事業主支援の充実・強化
- ・OSAKAしごとフィールドの周知

大阪府が実施する業務

- ・JOBカフェコーナー、働くママ応援コーナー等各コーナー、大阪府若者サポートステーションと大阪東ハローワークコーナーとの緊密な連携・共同による就職支援
- ・各種セミナー、適職相談、面接訓練の実施
- ・しごとフィールドの利用促進のための周知・広報の強化

2 大阪府と連携するその他の雇用施策

(1) 働き方改革の実現

内容：1月21日に設置した「大阪労働局働き方改革推進本部」を中心に、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度の導入など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」の実現を図る。

大阪労働局が実施する業務

- ・労働局長等の幹部の地域のリーディングカンパニー訪問による直接要請
- ・「仕事と家庭の調和」、「女性の活躍推進」他を内容とするセミナーの開催
- ・企業による自主的な働き方宣言の募集
- ・固定残業代や月80時間を超える時間外労働が可能となる36協定についての企業に対する啓発
- ・次世代育成支援のための行動計画策定を通じた働き方の見直しについて、リーディングカンパニーなど企業への働きかけ

大阪府が実施する業務

- ・「大阪労働局働き方改革推進本部」に参画し、大阪労働局が実施する業務への周知・協力

(2) 地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）に係る事業

内容：「地域住民生活等緊急支援のための交付金」（地方創生先行型）を活用し、大阪府は「若者の安定就職応援プロジェクト事業」及び「おおさかUIJターン促進プロジェクト事業」を実施する。

大阪労働局は、「若者の安定就職応援プロジェクト事業」及び「おおさかUIJターン促進プロジェクト事業」の実施に協力する。

大阪労働局が実施する業務

- ・「若者の安定就職応援プロジェクト事業」及び「大阪UIJターン促進プロジェクト事業」において実施する各種事業への協力

大阪府が実施する業務

- ・「若者の安定就職応援プロジェクト事業」及び「大阪UIJターン促進プロジェクト事業」の実施

(3) 雇用創出基金事業

内容：地域に根ざした雇用創出を図るため、大阪府や市町村が「地域人づくり事業」を実施するとともに、ハローワークにおいては、当該事業に係る求人受理や職業相談・職業紹介を実施する。

大阪労働局が実施する業務

- ・「地域人づくり事業」に係る求人受理及び職業相談・職業紹介の実施及び周知・広報の強化に協力

大阪府が実施する業務

- ・「地域人づくり事業」に係る事業の実施及び周知・広報

(4) 職業訓練の効果的な活用による就職支援

内容：大阪労働局と大阪府が連携し、大阪府地域訓練協議会（ワーキング・チーム含む）を活用し、地域の人材ニーズを踏まえた求職者支援訓練と公共職業訓練に係る総合的な訓練計画を策定する。

また、職業訓練が確実に就職に繋がるよう、適切な受講あっせんを行うとともに、訓練中及び訓練修了後の早期就職を実現できるようきめ細かな就職支援を実施する。

大阪労働局が実施する業務

- ・キャリア・コンサルティングによる適切かつ積極的な職業訓練への受講あっせん
- ・求職者支援訓練の実施・運営
- ・訓練受講中及び訓練修了者に対する積極的かつきめ細かな就職支援

大阪府が実施する業務

- ・公共職業訓練の実施・運営
- ・未就職訓練修了者の把握と大阪労働局への情報提供及び誘導

(5) 生活保護受給者や生活困窮者の就労支援

内容：生活保護受給者等の生活困窮者に対し、ハローワークが大阪府をはじめとした機関と連携し、就労支援を実施する。

また、地域の関係機関による「大阪府生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」（仮称）を開催し、各種支援策が効果的に機能するよう協議・調整を行う。

大阪労働局が実施する業務

- ・生活困窮者等に対して、求人情報の提供、職業相談・職業紹介等を実施
- ・「大阪府生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」（仮称）を開催し、関係機関との連携による生活困窮者等に対する各種支援策等の協議の実施

大阪府が実施する業務

- ・「大阪府生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」（仮称）への参画により、地域関係機関との連携による生活困窮者等に対する各種支援策等について協議

（６）生涯現役社会の実現に向けた高年齢者の活躍促進

内容：高年齢者雇用確保措置に係る啓発・指導を行うとともに、就労を希望する高年齢者に対して、ハローワークが大阪府をはじめとした地域の関係機関等と連携し、就職支援を実施する。

さらに年齢に関わりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現を目指す。

大阪労働局が実施する業務

- ・改正高年齢者雇用安定法に基づく、65歳までの雇用継続を図る制度の導入に係る啓発・指導の実施
- ・「高年齢者就労促進連絡会議」を開催し、関係機関との連携による高年齢者の雇用安定の推進
- ・ハローワーク大阪東、梅田に設置しているシニアコーナーにおいて、高年齢者に対し、就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や就職支援を実施。また、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者に対して、地域のシルバー人材センターへの誘導等を実施
- ・シルバー人材センター事業を適正に運営するための指導を実施

大阪府が実施する業務

- ・「高年齢者就労促進連絡会議」に参画し、高年齢者の雇用安定の推進に係る協議の実施
- ・高年齢者活用事業（大阪府補助事業）によるシルバー人材センター連合への事業支援及び適正に運営するための指導を実施

- ・シルバー人材センター事業を適正に運営するため、シルバー人材センター連合を通じた指導を実施

(7) 公正な採用選考システム確立等の推進

内容：事業所が、応募者の基本的人権を尊重し、応募者の適正及び能力のみを基準として採用選考を行う「公正な採用選考システム」を確立するため、事業所に対する人権啓発・指導を行う。

また、これを推進するため、大阪府と共同で、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）制度を運用し、事業所に対し制度の周知及び推進員の設置勧奨を行う。

さらに、大阪労働局は、大阪府が実施する事業に、連携・協力し、啓発に努める。

大阪労働局が実施する業務

- ・推進員及び企業トップクラス層を対象にした人権研修の実施
- ・採用選考に関する不適正事案が発生した場合の、事実確認及び是正指導等の実施
- ・大阪府が実施する就職差別撤廃月間事業（6月）に参画し、就職差別撤廃及び公正な採用選考システムの確立に向けた啓発等を実施

大阪府が実施する業務

- ・新任の推進員を対象にした人権研修の実施
- ・就職差別撤廃月間事業を展開し、当該月間の周知、街頭キャンペーンの実施及び就職差別に関する相談窓口を設置

(8) 就職困難者への雇用・就労支援に関する連携、協力

内容：市町村が実施する就職困難者を対象とした就労支援事業に、大阪労働局及び大阪府は協力し、就職困難者の就労支援を推進する。

大阪労働局が実施する業務

- ・大阪府・各市町村が開催する「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に参画し、就職困難者の支援に向けた各種対策等の協議
- ・大阪府が実施する「市町村就職困難者支援担当職員等研修会」に協力し、担当職員のコーディネート技量向上に資する情報を提供

大阪府が実施する業務

- ・大阪労働局の参画を得た「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を市町村とともに開催し、関係機関との連携による就職困難者に対する支援策等を協議
- ・市町村が進める就労支援事業と連携し、就労支援事業に取り組む事業者に対し補助金を交付
- ・大阪労働局及びハローワークに「就労支援担当職員研修会」への参画を依頼し、国施策の情報提供や意見交換を通じて、担当職員のコーディネート技量の向上を図る

(9) 「大阪雇用対策会議」による雇用対策の推進

内容：8団体で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策を推進する。

※構成団体

大阪労働局、近畿経済産業局、大阪府、大阪市、堺市、公益社団法人 関西経済連合会、大阪商工会議所、日本労働組合総連合会大阪府連合会（連合大阪）

大阪労働局・大阪府が実施する業務

- ・「大阪雇用対策会議」に参画し、共同・連携事業の推進のほか、他団体の事業広報等について協力